

一般社団法人日本スノーボードトリック検定&認定協会 レッスンプロスノーボーダー講座受講規約

この規約（以下「本規約」）は、一般社団法人日本スノーボードトリック検定&認定協会（以下「協会」）監修の下、協会によって策定、管理され、協会又は協会の認定する認定レッスンプロスノーボーダーによって実施される講座（以下「本講座」）について定めるものです。

本講座の受講希望者は、あらかじめ本規約の内容を十分にご理解、ご了承頂いた上で、お申込みくださいますようお願い致します。

第1条（適用）

- 1 本規約は、協会が運営・実施する講座のすべての受講者（以下「受講者」）が遵守すべき事項を定めたものです。
- 2 受講者は本規約に同意した上で、本講座の申込みを行うものとします。
- 3 本講座の内容は、別途配布するカリキュラム等の通りとし、又、本講座の内容に追加等の変更が生じた場合は、協会は受講者に対し遅滞なく通知するものとします。

第2条（受講申込）

- 1 本講座への申込みは、協会所定の方法によるものとします。
- 2 申込書等の不備、誤記、遅延等、もしくは本規約又は申込書等について、受講者による不知、誤認があった場合、これらに起因する受講者の不利益は 受講者の責任とし、協会は責任を負いません。
- 3 18歳未満の方が本講座への申込みをする場合には、別途親権者の署名 捺印のある同意書の提出を必要とします。

第3条（受講料及び支払い方法）

- 1 本講座の受講料は、協会が定める料金表によります。
- 2 受講者は、本講座の受講料を、協会の指定する口座に振込み支払い、又は協会との合意の上、他所定の方法で支払うものとします。なお、協会の指定する期日までにお支払いがない場合、当該講座の申込みをキャンセルしたものとみなします。
- 3 本講座の受講料及び諸費用の支払いにかかる手数料及び協会から受講者へ返金等する際の手数料は、すべて受講者負担となります。但し、協会の責に帰すべき事由により、受講者が受講不能となった場合等、協会が、協会負担と認める場合はこの限りではありません。
- 4 本講座当日の遅刻・欠席・途中退席その他いかなる理由にても、受領済みの受講料は返金しません。但し、第4条（キャンセル等）の場合もしくは協会が特に認める場合はこの限りではありません。

第4条（キャンセル等）

- 1 受講者は、本講座の申込みをキャンセルする場合は、協会に対し所定の方法により通知する必要があります。
メールアドレス→jstaaa.kyokail23@gmail.com
- 2 受講者が本講座開始日前又は以後にキャンセル等の申込みをした場合の 取り扱いは、日本スノーボード協会インストラクター養成講座受講申込書記載の【キャンセルポリシー】のとおりとします。
- 3 本条項の場合の協会が受講者へ返金する際の振込手数料は、受講者負担とします。又、キャンセル等の申込みは、申込み通知の到達により、その効力を生じます。

第5条（受講契約の成立）

1 本講座の受講契約の成立は、協会が受講者の受講申込みを受理し、協会 所定の審査後、受講者に対して本講座の受講概要等をメールにて発信したときとなります。

2 前項の成立は、当該講座の開講を保証するものでなく、協会は、別途定める最小開催人数に満たない場合、申込済みの受講者へ1週間前までに通知することにより講座の開講を中止することがあります。その場合、協会は受講料を全額返金するものとします。但し、受講者の交通費・宿泊費等その他の負担、及び当該中止で発生した損害について協会はその賠償を賠償する義務を負わないものとします。

第6条（免責）

1 本講座は、受講者がある一定の知識や技術を習得すること、又は資格を習得することを保証するものではありません。

2 本講座で得たノウハウ、知識、技術・手法を受講者が利用する場合は、自己の判断と責任において行うものとし、その有効性、通用性、完全性、情報の正確性について、協会はいかなる責任を負うものではなく、保証をするものではありません。併せて、その利用に際して発生した受講者の損害について協会は一切の責任を負いません。

第7条（秘密情報等の開示、漏洩、目的外使用の禁止）

1 受講者は、秘密情報等について、厳に保持するものとし、第三者に開示あるいは漏洩し、又、本規約の目的以外に使用してはいけません。

2 前項に違反し、損害の発生が発覚した場合、協会は被った損害の賠償を受講者に対し請求することができます。

第8条（個人情報）

協会は、本講座の開催にあたり知りえた受講者の氏名、生年月日その他の個人情報を厳正に管理し、その利用及び提供においては、法令に基づく場合を除き受講者の同意を得た目的の範囲内でのみ利用致します。

第9条（禁止行為）

1 受講者は、次の各号に該当する行為をしてはいけません。なお、受講者が本条項に反した行為を行った場合、協会は、直ちに当該受講者との受講契約を解除することができ、協会に損害が発生した場合は、損害賠償を請求することができます。

①協会又は協会関係者の財産、著作権その他の知的財産権を侵害し又は侵害するおそれのある行為。

②協会で得たノウハウ、知識、技術・手法を無断で改変、又は販売し、もしくは自身が開発したものであるかのように利用する行為。

2 前項の規定により受講契約の終了が確定した場合、当該受講者は協会に対して未処理役務の提供を請求できません。又、受講料の返金も致しません。

第10条（協議）

本規約に定めのない事項、又は解釈に疑義が生じた条項については、当事者間で誠意をもって協議し処理解決するものとします。

附則 本規約は、平成29年12月13日をもって発行し同日施行致します。